

千葉海区漁場計画の変更の素案

千葉海区漁場計画の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
<p>千葉海区漁場計画</p> <p>一 漁業権に関する事項</p> <p>その一～その九十七（略）</p> <p>その九十七</p> <p>1 公示番号 短共第一号</p> <p>2 漁場の位置（略）</p> <p>3 漁場の区域（略）</p> <p>4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期（略）</p> <p>5 存続期間 <u>令和七年九月一日から令和八年八月三十一日まで</u></p> <p>6 関係地区（略）</p> <p>7 条件（略）</p> <p>その九十八</p> <p>1 公示番号 短共第二号</p> <p>2 漁場の位置（略）</p> <p>3 漁場の区域（略）</p> <p>4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期（略）</p> <p>5 存続期間 <u>令和七年九月一日から令和八年八月三十一日まで</u></p> <p>6 関係地区（略）</p> <p>7 条件（略）</p> <p>その九十九</p> <p>1 公示番号 短共第三号</p> <p>2 漁場の位置（略）</p> <p>3 漁場の区域（略）</p> <p>4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期（略）</p> <p>5 存続期間 <u>令和七年九月一日から令和八年八月三十一日まで</u></p> <p>6 関係地区（略）</p> <p>7 条件（略）</p> <p>その百</p> <p>1 公示番号 短区第一号</p> <p>2 漁場の位置（略）</p>	<p>千葉海区漁場計画</p> <p>一 漁業権に関する事項</p> <p>その一～その九十七（略）</p> <p>その九十七</p> <p>1 公示番号 短共第一号</p> <p>2 漁場の位置（略）</p> <p>3 漁場の区域（略）</p> <p>4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期（略）</p> <p>5 存続期間 <u>令和六年九月一日から令和七年八月三十一日まで</u></p> <p>6 関係地区（略）</p> <p>7 条件（略）</p> <p>その九十八</p> <p>1 公示番号 短共第二号</p> <p>2 漁場の位置（略）</p> <p>3 漁場の区域（略）</p> <p>4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期（略）</p> <p>5 存続期間 <u>令和六年九月一日から令和七年八月三十一日まで</u></p> <p>6 関係地区（略）</p> <p>7 条件（略）</p> <p>その九十九</p> <p>1 公示番号 短共第三号</p> <p>2 漁場の位置（略）</p> <p>3 漁場の区域（略）</p> <p>4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期（略）</p> <p>5 存続期間 <u>令和六年九月一日から令和七年八月三十一日まで</u></p> <p>6 関係地区（略）</p> <p>7 条件（略）</p> <p>その百</p> <p>1 公示番号 短区第一号</p> <p>2 漁場の位置（略）</p>

- 3 漁場の区域 (略)
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
- 5 存続期間 令和七年八月二十日から令和八年四月三十日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
- 7 関係地区 (略)
- 8 条件 (略)

その百一

- 1 公示番号 短区第二号
- 2 漁場の位置 (略)
- 3 漁場の区域 (略)
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
- 5 存続期間 令和七年八月二十日から令和八年四月三十日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
- 7 関係地区 (略)
- 8 条件 (略)

その百二

- 1 公示番号 短区第三号
- 2 漁場の位置 (略)
- 3 漁場の区域 (略)
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
- 5 存続期間 令和七年八月二十日から令和八年四月三十日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
- 7 関係地区 (略)
- 8 条件 (略)

その百三

- 1 公示番号 短区第四号
- 2 漁場の位置 (略)
- 3 漁場の区域 (略)
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
- 5 存続期間 令和七年八月二十日から十二月三十一日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
- 7 関係地区 (略)
- 8 条件 (略)

その百四

- 1 公示番号 短区第五号
- 2 漁場の位置 (略)
- 3 漁場の区域 (略)

- 3 漁場の区域 (略)
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
- 5 存続期間 令和六年八月二十日から令和七年四月三十日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
- 7 関係地区 (略)
- 8 条件 (略)

その百一

- 1 公示番号 短区第二号
- 2 漁場の位置 (略)
- 3 漁場の区域 (略)
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
- 5 存続期間 令和六年八月二十日から令和七年四月三十日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
- 7 関係地区 (略)
- 8 条件 (略)

その百二

- 1 公示番号 短区第三号
- 2 漁場の位置 (略)
- 3 漁場の区域 (略)
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
- 5 存続期間 令和六年八月二十日から令和七年四月三十日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
- 7 関係地区 (略)
- 8 条件 (略)

その百三

- 1 公示番号 短区第四号
- 2 漁場の位置 (略)
- 3 漁場の区域 (略)
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
- 5 存続期間 令和六年八月二十日から十二月三十一日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
- 7 関係地区 (略)
- 8 条件 (略)

その百四

- 1 公示番号 短区第五号
- 2 漁場の位置 (略)
- 3 漁場の区域 (略)

- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
- 5 存続期間 令和七年八月二十日から十二月三十一日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
- 7 関係地区 (略)
- 8 条件 (略)

その百五

- 1 公示番号 短区第六号
- 2 漁場の位置 (略)
- 3 漁場の区域 (略)
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
- 5 存続期間 令和七年八月二十日から十二月三十一日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
- 7 関係地区 (略)
- 8 条件 (略)

その百六

- 1 公示番号 短区第七号
- 2 漁場の位置 (略)
- 3 漁場の区域 (略)
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
- 5 存続期間 令和七年八月二十日から令和八年四月三十日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
- 7 関係地区 (略)
- 8 条件 (略)

その百七

- 1 公示番号 短区第八号
- 2 漁場の位置 (略)
- 3 漁場の区域 (略)
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
- 5 存続期間 令和七年八月二十日から令和八年四月三十日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
- 7 関係地区 (略)
- 8 条件 (略)

その百八

- 1 公示番号 短区第九号
- 2 漁場の位置 (略)
- 3 漁場の区域 (略)
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)

- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
- 5 存続期間 令和六年八月二十日から十二月三十一日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
- 7 関係地区 (略)
- 8 条件 (略)

その百五

- 1 公示番号 短区第六号
- 2 漁場の位置 (略)
- 3 漁場の区域 (略)
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
- 5 存続期間 令和六年八月二十日から十二月三十一日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
- 7 関係地区 (略)
- 8 条件 (略)

その百六

- 1 公示番号 短区第七号
- 2 漁場の位置 (略)
- 3 漁場の区域 (略)
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
- 5 存続期間 令和六年八月二十日から令和七年四月三十日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
- 7 関係地区 (略)
- 8 条件 (略)

その百七

- 1 公示番号 短区第八号
- 2 漁場の位置 (略)
- 3 漁場の区域 (略)
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
- 5 存続期間 令和六年八月二十日から令和七年四月三十日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
- 7 関係地区 (略)
- 8 条件 (略)

その百八

- 1 公示番号 短区第九号
- 2 漁場の位置 (略)
- 3 漁場の区域 (略)
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)

<p>5 存続期間 <u>令和七年八月二十日から令和八年四月三十日まで</u></p> <p>6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)</p> <p>7 関係地区 (略)</p> <p>8 条件 (略)</p> <p>備考 (略)</p> <p>二 保全沿岸漁場に関する事項 (略)</p>	<p>5 存続期間 <u>令和六年八月二十日から令和七年四月三十日まで</u></p> <p>6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)</p> <p>7 関係地区 (略)</p> <p>8 条件 (略)</p> <p>備考 (略)</p> <p>二 保全沿岸漁場に関する事項 (略)</p>
---	---